

福知山公立大学における共同研究等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福知山公立大学（以下「本学」という。）が民間等外部の機関、団体（以下「外部機関等」という。）と行う共同研究及び共同事業（以下「共同研究等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究 本学が外部機関等と共通の課題について共同して行う研究及び調査をいう。
- (2) 共同事業 本学が外部機関等と共通の課題について共同して行う諸活動のうち、共同研究を除くものをいう。
- (3) 研究等担当者 共同研究等を担当する本学の職員及び外部機関等の研究者等をいう。
- (4) 研究等代表者 研究等担当者のうち共同研究等の推進に関する責任を有し、共同研究等の担当組織を代表する本学の職員で、第5条第2項の規定により学長が指名した者をいう。
- (5) 機構長 本学の北近畿地域連携機構（以下「機構」という。）の長をいう。
- (6) 外部機関等 国、地方公共団体、大学、企業その他の法人及び法人以外の団体をいい、これに準ずる国外の機関等を含むものとする。
- (7) 知的財産 公立大学法人福知山公立大学知的財産取扱規程第2条第1項に定める知的財産をいう。
- (8) 知的財産権 前号に規定する知的財産についてのすべての権利をいう。

(共同研究等の要件)

第3条 共同研究等は、当該研究等が、本学の主体性の下に推進されるもので外部機関等と共同して行うことにより優れた成果が期待でき、かつ、本学の教育研究に関する質の向上に資すると認められるものであること。

(共同研究等の申込)

第4条 本学に共同研究等の申込を行おうとする外部機関等の代表者は、別記第1号様式による申込書を、機構長を経由して学長に提出しなければならない。本学の職員が共同研究等を行おうとする場合も同様とする。この場合において、申込は別記第3号様式によるものとする。

- 2 機構長は、前項の申込書を受理したときは、当該申込書を本学の研究等担当者が所属する学部の長（以下「学部長」という。）に送付するものとする。
- 3 前項において、本学の研究等担当者が未定の場合は、機構長は、申込に係る研究内容等を踏まえ、機構において本学の研究等担当候補者を選考したうえで同項の規定を準用する。
- 4 学部長は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の申込書の送付があったときは、当該申込書に学部長が統括する教授会の可否等の意見を付して学長に提出するものとする。ただし、学長が認める場合に限り、教授会の意見を省略することができる。

(共同研究等の承認)

第5条 学長は、前条第4項の申込書を受理したときは、その研究内容等を審査し、第3条の要件に鑑み適当と認める場合は、共同研究等の実施を承認することができる。

- 2 学長は、前項の承認をしたときは、学部長の意見を聴いたうえで当該共同研究等の代表者を指名するものとする。
- 3 学長は、第1項の承認及び前項の指名をしたときは、その旨を学部長及び機構長並びに外部機関等の代表者に通知する。この場合において、外部機関等の代表者に対する通知は 機構長を経由して行うものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条第1項の規定により共同研究等の実施を承認したときは、速やかに外部機関等との間で当該共同研究等の実施に当たっての契約を締結するものとする。

(共同研究等に要する費用の負担)

第7条 共同研究等に要する費用（以下「共同研究等費」という。）は、本学及び外部機関等が協議のうえそれぞれ必要な額を負担（以下「負担経費」という。）するものとする。

- 2 共同研究等費は、当該共同研究等の遂行のため必要となる人件費、物品費、旅費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該共同研究等の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。
- 3 間接経費は、契約書に特別の定めがない場合に限り、直接経費の10%に相当する額を標準とする。

(負担経費の納付)

第8条 外部機関等は、所定の期日までに負担経費を納付しなければならない。

(共同研究等費の経理)

第9条 共同研究等に関する経理は、すべて本学の会計を通して行うものとする。

(設備等の取扱い)

第10条 共同研究等費により当該共同研究等の必要上取得した設備等の取扱いについては、本学及び外部機関等が協議の上定めるものとする。

(研究場所等)

第11条 本学及び外部機関等は、共同研究等の遂行上必要な範囲内において、本学又は外部機関等の施設又は設備を利用することができる。

(共同研究等の中止等)

第12条 学長は、天災その他やむを得ない理由があるときは、外部機関等の代表者と協議のうえ、共同研究等の中止又はその期間の延長をすることができる。

2 学長は、前項の規定により共同研究等の中止又はその期間の延長を決定したときは、その旨を外部機関等の代表者並びに学部長及び機構長に通知するとともに、当該共同研究等に係る契約の解除又は変更を行うものとする。

3 第1項の規定に基づいて共同研究等を中止した場合において、納付された負担経費に不用額が生じたときは、その額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。

(共同研究等の完了報告)

第13条 研究等代表者は、共同研究等が完了したときは、速やかに当該共同研究等によって得られた成果をまとめた共同研究等完了報告書(別記第2号様式)を、共同研究等費収支決算書とともに機構長を経由して学長に提出しなければならない。

2 機構長は、前項の報告書の提出があったときは、学部長に報告するとともに、速やかに学長に送付するものとする。

(外部機関等への通知)

第14条 学長は、前条の報告を受けたときは、速やかに当該共同研究等の成果を外部機関等の代表者に通知するものとする。

(成果の公表)

第15条 共同研究等による成果の公表の可否並びに公表の時期及び方法等は、学長と外部機関等の代表者が協議して定めるものとする。

(知的財産の取扱い)

第16条 本学及び外部機関等は、共同研究等に伴い知的財産が生じた場合には、速やかに相互に報告しなければならない。

2 共同研究等の結果生じた知的財産及び知的財産権の取扱いについては、本学及び外部機関等が協議して定めるものとする。

(共同研究等の特例)

第17条 共同研究等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この規定の全部又は一部を適用せず、又は変更することができる。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体又は国際機関との共同研究等の場合で、学長が必要と認めるもの

(2) 前号に定めるもののほか、学長が特別な事情があると認めるもの

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、共同研究等の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月24日から施行する。

第1号様式

第2号様式

第3号様式